

**「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）」に対して寄せられたご意見について**

平成 29 年 3 月 27 日  
厚生労働省  
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省では、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）」について、平成 29 年 2 月 17 日から同年 3 月 18 日までご意見を募集したところ、計 111 通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

(別紙)

回答 番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1.	発達障害の子供が増えてきている中、発達障害の子が集団の中で生活できる力を養う療育を行うためには、普通学校や幼稚園における実務経験を持つ者も必要であると思います。	今回の改正で、小学校や幼稚園など、学校教育法第1条に規定する学校（大学除く）での実務経験を児童の支援に従事した期間として算入できることとしました。
2.	高齢者の介護の責任者をしていた方が、介護の仕事よりやりやすいということで、障害児の知識がないまま、参入してくるケースが多いと思われまます。発達障害や自閉症児の知識の有無を測る資格が必要だと思えます。	今回の改正で、児童発達支援管理責任者に障害児・児童・障害者の支援経験を課すことで、事業所での専門的な支援の実施を図ることにしました。 資格に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3.	今回の改正の趣旨は理解できますし、本来あるべき姿とは思いますが、しかし、平成29年4月1日からの施行であり、既存の事業所についても1年間の経過措置しかないのは、余りにも急です。 せめて、平成28年3月までに児童発達支援管理責任者の研修を修了した者については、児童発達支援管理責任者として勤務できるようにしていただきたいです。(同旨意見多数)	児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス事業所などにおける個々の利用者のアセスメントや個別支援計画の作成などに関する責任者であり、また、他の職員に対する指導的役割も担う、障害児支援を提供する上で重要な役割を担う職員と考えています。 こうした役割を踏まえれば、障害児、児童又は障害者の支援経験を一定程度有する者に限る必要があり、経過措置の期間についてもご理解いただきたいと考えています。
4.	介護経験のみを経て児童発達支援管理責任者となった者は、経過措置期間中は従事を認めるが、減算対象とするなど、厳しい処置をとるべきだと考えます。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
5.	医師、看護師としての経験年数は児童発達支援管理責任者の要件に含めていただきたいです。	医師、看護師については、病院や訪問看護ステーション等において障害児者及び児童を直接支援した場合にあっては、その経験年数が児童発達支援管理責任者の実務経験に算入できることとしています。

6.	<p>支援経験者といっても障がい理解がなく、ただ単に現場にいたという者が多いです。</p> <p>よって、子どもたちや保護者、働く職員にとって「意識の高い支援者」がより増えるように、今の資格要件だけでなく、民間を巻き込んで支援の質の向上に向けた研修を行っていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
7.	<p>今後、さらに管理者の研修を充実させるとともに、試験や実習などもある厳しい要件にしていく必要があると考えます。また、資格更新の制度などを設けるといいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
8.	<p>既存の放課後等デイサービスに猶予が付くのであれば、新規事業所にも同様の経過措置を付けていただきたい。</p>	<p>経過措置については、従来の利用者の利便に配慮したものであるため、新規事業所には設けません。</p>
9.	<p>実務経験要件として障害児支援・障害福祉サービス経験を求めることには賛成です。</p> <p>一方で、入所や通所ではない各種事業や短期預かりも含めることは「療育訓練」を求める点では掘り過ぎではないかと感じます。</p>	<p>障害児の支援にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援に関する知識・経験のみだけでなく、障害児相談支援等の実務経験や児童福祉法第6条の3に基づく事業等の児童の支援経験も有用と考え、児童発達支援管理責任者の実務経験に算入することとしました。</p>
10.	<p>現場経験が必須ということならば、児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に組み込むべきではないのでしょうか。</p>	<p>これまでの児童発達支援管理責任者の経験年数も、実務経験として算入できることとしています。</p>